

平成24年11月16日

関係部局長 殿

副 学 長

赤 松 明 彦

飲酒等に関する指導の徹底について

日頃より貴部局に所属する学生へ、生活上の指導、人権の尊重、法令遵守の重要性等について、指導いただいていることと存じます。特に飲酒及び違法ドラッグを含む薬物乱用防止については、指導を徹底していただいているところであります。

昨今の新聞報道等にもありますように、後を絶たない学生の飲酒事故を受け、各大学の学園祭では禁酒が広がりつつあります。

しかしながら、11月6日開催の部局長会議でも報告しましたとおり、本学の今年度の11月祭におきましては、禁酒とはせず、11月祭実行委員会や応援団が中心となり、学務部と連携を取り、アルコール飲料を提供する模擬店に対し「未成年者の飲酒は厳禁」などの張り紙を行うこと、未成年と思われる者には年齢確認を行う等、事故防止に向け、徹底して取組んでいく所存です。

11月祭企画の中には部局企画による模擬店等もあり、その中でアルコール飲料を提供、販売する場合もあることを踏まえ、貴部局におかれましても学生自治会等と連携をとりながら飲酒に対して徹底した注意喚起を行っていただくなど、事故防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

現在までに当職から学生の皆さんへの注意喚起として「飲酒による急性アルコール中毒等に注意」（平成24年5月17日付け）及び「違法ドラッグを含む薬物乱用防止に関する注意喚起」（平成24年7月31日付け）を行っておりますが、11月祭を前にして、再度、飲酒及び薬物乱用（「脱法ドラッグ」「脱法ハーブ」含）等の恐さを認識いただき、各部局におかれましても再度周知していただきますよう、お願いいたします。

過度な飲酒は、死亡事故に繋がる可能性があります。また、薬物乱用をした場合も、呼吸困難を起こしたり、他者に危害を与えたり、自分自身が死亡する恐れもあります。

今一度、学生には、本学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動、良識ある行動をとるよう指導の徹底を併せてお願いいたします。